

株 主 各 位

証券コード 7831  
(発送日) 2026年1月13日  
(電子提供措置の開始日) 2026年1月6日

石川県白山市福留町370番地  
株式会社ウイルコホールディングス  
代表取締役社長 松浦昌宏

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.wellco-corp.com/ir/soukai.html>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウイルコホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7831」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って、2026年1月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

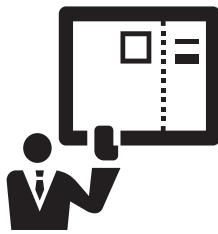
1. 日 時 2026年1月28日（水曜日）午前10時  
(受付開始時刻：午前9時)
2. 場 所 石川県白山市宮永新町400番地  
株式会社ウイルコホールディングス 研修センター 3階
3. **目的事項**
- 報告事項 1. 第47期（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第47期（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」  
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいます  
ようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、  
議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年1月27日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで



## 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に  
対する賛否をご表示のう  
え、切手を貼らずにご投函  
ください。

行使期限

2026年1月27日（火曜日）  
午後6時到着分まで



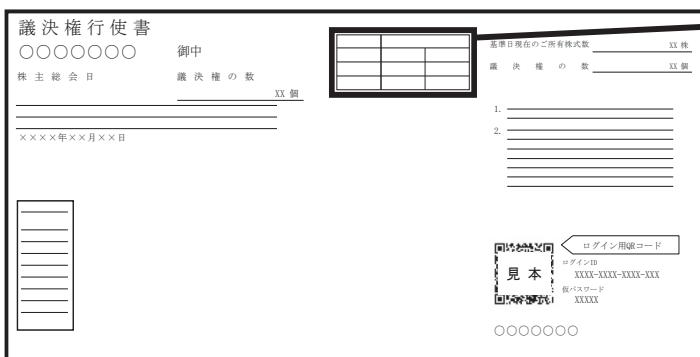
## 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受  
付にご提出ください。

行使期限

2026年1月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

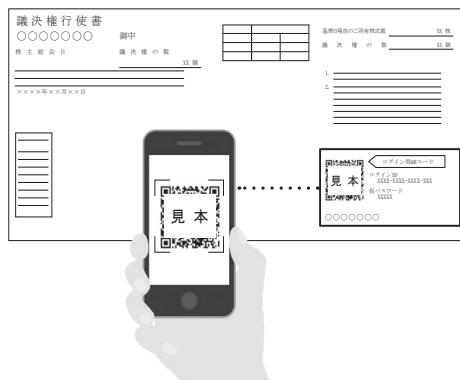
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

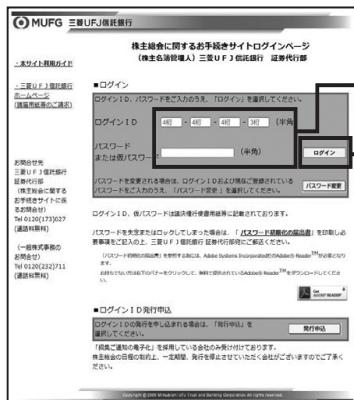


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」を  
入力  
「ログイン」を  
クリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

## 事業報告

(自 2024年11月1日)  
(至 2025年10月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### 全般的概況

当連結会計年度（2024年11月1日～2025年10月31日）における我が国経済は、2025年7～9月期のGDP成長率が、前期比で実質△0.6%（年率換算△2.3%）と6四半期ぶりにマイナス成長となりました。国内においては、高市内閣が発足し「経済あっての財政」の考え方による積極的な経済財政政策への期待から株価は高水準で推移した一方で、円安の進行により輸入品の価格上昇を通じた更なる物価高が懸念されております。加えて、米国の関税政策や中国経済の低迷、ウクライナ・中東情勢を背景とした地政学リスクの長期化等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、情報・印刷事業におきましては、7月1日に株式会社ウェーブの全株式を取得し連結子会社化し、4ヶ月ではありますが売上増加へ貢献いたしました。他方、ECサイト経由の受注は堅調に推移しましたが、ECサイト経由以外の印刷受注減をカバーすることが出来ず、セグメント売上高は79億5千3百万円（前年比1.5%減）となりました。利益面においては、印刷需要構成の変化に応じた設備の最適化や統廃合等の合理化によるコスト削減を進める一方、原材料費、電力料金、物流費等の上昇に加え東京支店の事務所移転に伴う一時的な費用も重なり、セグメント利益は1億5千8百万円の損失（前年は2億8千6百万円の利益）となりました。引き続き、更なるコスト削減に取り組むとともに既存顧客と新たに加わったウェーブ社両方の顧客に対して営業展開を図り、収益の拡大を目指してまいります。

知育事業におきましては、新商品開発や新たな販路の開拓に努めてまいりましたが、出版事業、幼保事業ともに売上高が減少した結果、セグメント売上高は6億8千4百万円（前年比5.0%減）、セグメント利益は1億1千8百万円の損失（前年は1億2千9百万円の損失）となりました。今後は、従来からの商品や販路に加え、量販店向けに新たな商品開発やサービスの提供を推進するとともに環境に左右されない事業の確立を目指してまいります。また、引き続き外注費や調達先の見直し及び適正在庫の管理強化を行い、利益の確保に努めてまいります。

通信販売事業におきましては、受注獲得効率の高い商品の販売に注力し、広告宣伝費を抑えつつ効果的な販売活動を推進した結果、セグメント売上高は4千1百万円（前年比24.8%減）、セグメント利益は1千9百万円の損失（前年は3千7百万円の損失）となりました。今後は販売チャネルの最適化や成功報酬型インバウンド販売の強化及びアウトバウンド販売の拡充を進め、業績の改善を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は84億7千8百万円（前年比1.4%減）、営業損失は6億2千3百万円（前年は営業損失2億1千3百万円）、経常損失は6億5千1百万円（前年は経常損失1億7千万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は、特別利益として投資有価証券売却益3億6千万円を計上した一方、特別損失として減損損失4億6千3百万円、工場再編関連費用1億4千6百万円、更に工場再編損失引当金繰入額4千4百万円等を計上したことにより9億4千8百万円（前年は親会社株主に帰属する当期純損失4億3千6百万円）となりました。

## **(2) 設備投資等の状況**

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2億9千5百万円であります。

このうち主なものは、情報・印刷事業に係る生産効率向上のための印刷設備1億9千9百万円であります。

## **(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及びリース契約によって賄っております。

#### (4) 対処すべき課題

主力の情報・印刷事業におきましては、拡大を続けているデジタル印刷市場に対応しやすい受注フローの構築を行うとともに、充実したデジタル印刷設備を活かした営業展開を進めてまいります。また、新規開拓チームの立ち上げにより全国代理店網の裾野を広げ、「賢者の販促」や「賢者のDM」で獲得したリードを活用し、新規顧客及び休眠顧客への営業アプローチを強化するとともに、印刷物を含む総合的な販促提案を推進してまいります。更に、新たに加わったウエーブ社とのシナジー効果をより一層高めていくために付加価値の高い製品の提案・販売を両方の顧客に対して展開していくと同時に、生産設備の相互補完や資材調達の最適化等により、受注拡大及びコスト削減を図ってまいります。

知育事業におきましては、出版事業は紙の出版市場と書店数の減少が続く厳しい状況が予想されますが、厳選された新刊の発刊と基本的に返本が無い学校図書館向け書籍の充実に取り組むとともに、100円ショップ向け商品の拡大や過去コンテンツを活かした絵本のサブスクリプションの開始等により採算の改善を図ってまいります。また、幼保事業も少子化の影響が強く販売数量の落ち込みが見られますが、園の先生や園児の父兄向け商品の販売に加え、障害児支援に向けた商品開発やＩＣＴ教育向け商材の開発・販売の展開等、新たな販売チャネルの開拓を進め、収益の拡大を目指してまいります。

通信販売事業におきましては、受注獲得効率の高い商品の販売に注力し、広告宣伝費を抑えつつ効果的な販売活動を進めてまいります。更に成功報酬型のインバウンド販売やアウトバウンド販売を積極的に活用し、受注拡大と費用抑制を両立させ、業績の改善に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第44期 (2022年10月期)	第45期 (2023年10月期)	第46期 (2024年10月期)	第47期 (当連結会計年度) (2025年10月期)
売上高(百万円)	9,033	8,816	8,600	8,478
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	337	15	△170	△651
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	327	2	△436	△948
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円・銭)	13円32銭	11銭	△17円76銭	△39円75銭
総資産(百万円)	11,364	11,170	9,293	7,924
純資産(百万円)	4,169	4,298	3,570	1,417

(注) 第44期、第45期の状況については、2024年9月6日に北陸財務局へ提出している有価証券報告書における過年度の決算訂正を反映した数値を記載しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ウイル・コーポレーション	50百万円	100.00%	商業印刷物、ラベル・シールの製造販売
鈴木出版(株)	66百万円	100.00%	図書の出版並びに販売、教材の製作及び販売
(株) ウエーブ	10百万円	100.00%	印刷、紙工に関する業務、デザイン制作およびFA(工場自動化)機器の開発・製造・販売

(注) 当連結会計年度において、(株)ウエーブの株式を取得したことにより、連結の範囲に含めています。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、情報・印刷事業、知育事業及び通信販売事業を行っており、主に(株)ウイル・コーポレーション及び(株)ウエーブが情報・印刷事業(宣伝印刷物、ダイレクトメール、セールスプロモーション用品等の商業印刷物及びライナーレスラベル・シールの製造販売等)を、鈴木出版(株)が知育事業(図書の出版並びに販売、教材の製作及び販売等)を、笛岡薬品通販(株)が通信販売事業(美容食品、健康補助食品等の通信販売)を行っております。

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	石川県白山市福留町370番地
東京事務所	東京都千代田区麹町二丁目14番地 2

### ② 重要な子会社

名 称	事業所 (所在地)	
株式会社ウイル・コーポレーション	本 社 (石川県白山市)	
	営 業 所	東京営業部 (東京都千代田区)
		関西支店 (大阪市西区)
		石川営業所 (石川県白山市)
		富山営業所 (富山県富山市)
		福井営業所 (福井県福井市)
	工 場	名古屋営業所 (名古屋市中区)
		北國工場 (石川県白山市)
		ダイレクト・マーケティング工場 (石川県白山市)
		加須第一工場 (埼玉県加須市)
鈴木出版株式会社	本 社 (東京都千代田区)	京都工場 (京都府相楽郡)
		東京営業所 (東京都荒川区)
		埼玉営業所 (さいたま市見沼区)
		関西支社 (大阪府豊中市)
株式会社ウェーブ	本 社 (滋賀県守山市)	
	営 業 所	東京営業所 (東京都新宿区)
	工 場	滋賀工場 (滋賀県守山市)

## (9) 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比較 増減数	平均年齢	平均勤続年数
情報・印刷事業	338 (121)名	96 (32)名	42.8歳	13.4年
知育事業	29 (3)名	△2 (1)名	50.5歳	8.8年
通信販売事業	— (—)名	— (—)名	—歳	—年
全社(共通)	22 (1)名	1 (—)名	43.7歳	8.4年
合計又は平均	389 (125)名	95 (33)名	45.7歳	10.2年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）の年間の平均人員であります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。
4. 従業員数が前連結会計年度に比べ95名増加しておりますが、主として、7月1日付で株式会社ウェーブの全株式を取得し連結子会社化したことに伴い、同社が「情報・印刷事業」に加わったためであります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北國銀行	1,380 百万円
株式会社富山第一銀行	170
株式会社三菱UFJ銀行	145
株式会社りそな銀行	120
株式会社北陸銀行	104
株式会社みずほ銀行	60

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 76,600,000株

(2) 発行済株式の総数 15,522,250株

2025年10月9日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて9,128,550株減少しています。

(3) 株 主 数 4,743名 (前期末比289名減)

(4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 わ か さ 屋	3,000,000 株	19.32 %
株 式 会 社 桂 紙 業	995,000	6.41
株 式 会 社 北 國 銀 行	720,000	4.63
大 和 輸 送 株 式 会 社	503,500	3.24
仲 田 広 道	444,000	2.86
森 一 成	358,800	2.31
内 藤 征 吾	321,300	2.06
株 式 会 社 タ ナ ツ ク ス	300,000	1.93
ウ イ ル コ 従 業 員 持 株 会	243,916	1.57
大 曾 根 和 人	240,000	1.54

(注) 自己株式は保有しておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 浦 昌 宏	(株)ウイル・コーポレーション 代表取締役
取 締 役	若 林 圭太郎	(株)ウイル・コーポレーション 取締役
取 締 役	鈴 木 正 守	(株)ウイル・コーポレーション 取締役
取 締 役	大 関 晓 夫	(株)スタジオ02 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	北 風 英 雄	(株)ウイル・コーポレーション 監査役 (株)エーブ 監査役
取 締 役 (監査等委員)	染 井 法 雄	染井・前田・中川法律事務所
取 締 役 (監査等委員)	高 野 寧 績	養和監査法人 代表社員 日本ファンドサービス合同会社 代表社員 (有)高野会計事務所 代表取締役 アクシスコンサルティング(株)社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役 大関暁夫氏、染井法雄氏、高野寧績氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 大関暁夫氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査等委員 染井法雄氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 監査等委員 高野寧績氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
- また、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、北風英雄氏を常勤監査等委員として選定しております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員・執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。

補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ・会社の役員等としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。
- ・このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社である(株)ウイル・コーポレーション、(株)日本特殊加工印刷、鈴木出版(株)、笛岡薬品通販(株)、(株)ウェーブの役員・執行役員であり、その保険料は、資産合計金額に占める各社の資産金額の割合にて按分負担しております。

### (3) 取締役の報酬等

#### 1) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	29,100 (3,870)	29,100 (3,870)	— (—)	— (—)	9 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	9,990 (5,760)	9,990 (5,760)	— (—)	— (—)	6 (4)
合計 (うち社外取締役)	39,090 (9,630)	39,090 (9,630)	— (—)	— (—)	15 (7)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2017年1月26日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内 (うち社外取締役分は年額30百万円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は、6名 (うち社外取締役は2名) であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年1月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は、3名であります。

#### 2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内において算定し、各取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬については取締役会で、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議で、各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等を基準に総合的に勘案し決定しております。

#### 3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の各取締役の報酬額については、取締役会において代表取締役社長である松浦昌宏に一任する旨を決議しており、同氏は、各取締役の個人別の報酬等の額について決定する権限を有しております。その決定権限を委任する理由は、当社全体の業績等を総合的・俯瞰的に見ながら各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が決定した額が取締役会で決議された決定方針と整合しているかを担当の社外取締役が確認していることから、取締役会としては、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### 1) 当社での主な活動状況

区分	氏名	重要な兼職先と当社の関係	当社での主な活動状況
取締役	大関暁夫	㈱スタジオ02と当社の間に取引関係はありません。	2025年1月29日就任以降に開催された取締役会22回中18回に出席し、金融機関の経営者としての経験・見地から発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	染井法雄	染井・前田・中川法律事務所と当社の間に取引関係はありません。	2025年1月29日就任以降に開催された取締役会22回中18回、監査等委員会は12回中10回に出席し、弁護士としての専門的知見から経営戦略におけるリーガルリスクの分析や法務的観点からの助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高野寧績	養和監査法人、日本ファンドサービス合同会社、(有)高野会計事務所、アクシスコンサルティング㈱と当社の間に取引関係はありません。	2025年1月29日就任以降に開催された取締役会22回中18回、監査等委員会は12回中10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の内部監査体制等について適宜必要な発言を行っております。

##### 2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありました仰星監査法人は、2025年1月29日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

##### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬額につき会計監査の職務遂行状況及び見積りの算出根拠が当社の事業規模及び事業内容に対して適切であるかどうか検討を行ったうえで、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社およびグループ各社は、各社が定める『文書管理規程』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的媒体を含む）に記録、適切に保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証および規程の見直し等を行う。

#### 2) 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「総合リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のリスク情報を統括管理する。
- ② 当社およびグループ各社は、自社のリスクの洗い出しを行い、発生確率および深刻度に応じてリスクを分類し、予防対策および発生時対策を策定する。
- ③ 当社は、総合リスク管理委員会委員長が委員を任命し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の状況を確認し、総合リスク管理委員会に報告する。
- ④ 当社およびグループ各社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害および被害の拡大を防止し、これを最小限に止めるとともに、再発防止を図る。

#### 3) 当社企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、『取締役会規程』・『組織規程』および『職務権限規程』により、取締役の職務権限および取締役会への付議基準等を明確化するとともに、意思決定の効率性と妥当性を高める体制を整備する。
- ② 当社およびグループ各社の取締役は役員連絡会を週1回開催し、当社グループの経営に関する重要事項の共有および当社取締役会への付議事項について充分な事前検討を行う。

- ③ 当社は、『内部通報制度運営規程』を制定し、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、取締役会に併設されたコンプライアンス・アワーにおいて、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）より適時報告される体制を構築するとともに、内部通報を行った者に対して、不利益となる解雇を含むいかなる措置も行わないよう保護する。
  - ④ 当社は、意思決定の迅速化および業務執行の監督機能を高めるため、適正な業務区分と権限委譲を行う。
  - ⑤ 内部監査室長は、各職位の業務執行が適正かつ効率的であることを確認し、監査等委員会に報告する。
- 4) 当社企業グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社の取締役および社員は、『ウイルコ・グループ行動規範』にもとづき法令および定款を遵守して職務を執行する。
  - ② 当社は、社長直属の「コンプライアンス推進部」を設置し、当社およびグループ各社のコンプライアンスを統括管理する。
  - ③ 当社は、当社およびグループ各社のコンプライアンス違反について通報相談を受付ける内部通報制度を構築し、通報者の保護を徹底するとともに、コンプライアンスに抵触する事態または可能性が発生した場合には、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）より取締役会に併設されたコンプライアンス・アワーにおいて報告される体制を構築する。
  - ④ 内部監査室長は、法令および定款の遵守状況を確認し、監査等委員会に報告する。
  - ⑤ 当社およびグループ各社は、『ウイルコ・グループ行動規範』に基づき、反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固拒否する。反社会的勢力の排除に向けて、当社の総務部門をグループ統括対応部門とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携を図り、組織的に対応する体制を整備する。
- 5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社は、経営理念および『ウイルコ・グループ行動規範』をグループとして共有し、グループ内の経営資源を最大限に活用し、グループ全体の企業価値の最大化を図る。

- ② 適正なグループ経営を推進するため『関係会社管理規程』を定め、グループ各社の自主性を尊重しつつ、重要事項については、当社も関与しグループ経営の適正な運営を確保する。
  - ③ 内部監査室は、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- 6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査に必要な業務を社員に命ずることができるものとする。
  - ② 監査等委員会の職務を補助する社員の任命・異動等については、監査等委員会に事前の同意を得てこれを決定する。
  - ③ 当社は、『職務権限規程』の定めにより、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関し、監査等委員である取締役以外の取締役、従業員の指揮命令を受けない。
- 7) 監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社およびグループ各社の取締役、社員は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに、各社の監査等委員会および監査役に報告する。
  - ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。
  - ③ 監査等委員会は、会計監査人・内部統制委員会および子会社の監査役と緊密な連携を保つため、連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めるとともに、必要に応じて調査または報告を求める。
  - ④ 監査等委員会は、代表取締役社長と会合を持ち監査上の重要課題等についての意見交換を行う。
  - ⑤ 当社は、監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりあります。

① 法令遵守体制

チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）主催のコンプライアンス推進部月例会を毎月1回開催し、他社事例を参考にワークショップを開催しております。また、重大な法令順守違反が発生した場合は、取締役会に併設されたコンプライアンス・アワーにおいて、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）から報告を行います。

② リスク管理体制

代表取締役社長を委員長とする総合リスク管理委員会を毎四半期に開催し、企業グループとしてのリスクに関する状況について、子会社を含めた主要な企業グループ各社の委員より報告を行い、重大リスクのモニタリングを行っております。

③ 企業グループ経営管理体制

毎月開催の当社定時取締役会にて、担当取締役より企業グループ各社の業績及び営業状況の報告を実施しております。

④ 監査体制

当社常勤監査等委員は、企業グループ各社の取締役会等重要な会議の議事録等の閲覧並びに社内の役員会議への出席を通じて、企業グループ各社の取締役の職務執行を監督しております。また、子会社を含む内部監査員は会計監査人との情報交換を通じて、企業グループ全体の実効的な監査の実現に努めております。

内部監査室は、年次監査計画に基づき、当社グループ各社に対する業務監査を実施し、必要に応じて是正措置の勧告を行い、実行状況のモニタリングを行います。また、監査結果は監査等委員会経由で取締役会へ報告します。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業拡大や経営体質の強化を図るために必要な資金を内部留保しつつ、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。当期の配当につきましては、利益剰余金がマイナスになっている状況を踏まえ、配当を実施する財務上の準備態勢を整えるとともに今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、その他資本剰余金を取り崩して繰越利益剰余金に振り替え、その他利益剰余金の欠損填補に充当した上で1株あたり2円を予定しております。なお、その他利益剰余金の欠損状態は解消しますが0円となるため、資本剰余金を配当原資といたします。

次期の配当につきましては、今後の経営環境、業績見通し等を総合的に勘案し、1株あたり2円を予定しております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数などについては、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は特に記載のない限り四捨五入によって表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
流 動 資 産	3,294	流 動 負 債	4,434
現 金 及 び 預 金	1,121	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	554
受 取 手 形 及 び 売 挂 金	1,411	電 子 記 録 債 務	1,529
商 品 及 び 製 品	226	短 期 借 入 金	1,000
仕 挂 品	148	1年内返済予定の長期借入金	407
原 料 物 及 び 貯 藏 品	234	リ 一 ス 債 務	206
そ の 他	152	未 払 金	459
貸 倒 引 当 金	△0	未 払 法 人 税 等	7
		賞 与 引 当 金	30
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,629</b>	工 場 再 編 損 失 引 当 金	44
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,479</b>	そ の 他	194
建 物 及 び 構 築 物	1,240	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,072</b>
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	238	長 期 借 入 金	572
土 地	1,778	リ 一 ス 債 務	347
リ 一 ス 資 産	168	退 職 給 付 に 係 る 負 債	291
そ の 他	52	繰 延 税 金 負 債	357
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>370</b>	資 産 除 去 債 務	238
の れ ん	198	そ の 他	265
そ の 他	172	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,506</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>779</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
投 資 有 価 証 券	525	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,277</b>
そ の 他	257	資 本 金	100
貸 倒 引 当 金	△4	資 本 剰 余 金	2,338
		利 益 剰 余 金	△1,161
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	139
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	103
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	36
<b>資 产 合 計</b>	<b>7,924</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,417</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>7,924</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2024年11月1日)  
(至 2025年10月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上原価	8,478
売上総利益	7,269
販売費及び一般管理費	1,209
営業損失 (△)	1,833
△623	
売上外収益	
受取利息	4
受取配当金	16
受取賃貸料	25
持分法による投資利益	7
為替差益	14
受取保険金入他	0
補助金収入	2
その他	30
△623	100
営業外費用	
支払利息	30
不動産賃貸原価	6
支払手数料	91
その他	0
△623	128
経常損失 (△)	
特別利益	
固定資産売却益	76
投資有価証券売却益	360
△651	436
特別損失	
固定資産除却損	9
工場再編関連費用	146
工場再編損失引当金繰入額	44
特別別退職金	26
減損損失	463
特別調査費用等	19
その他	4
△928	713
税金等調整前当期純損失 (△)	
法人税、住民税及び事業税	16
法人税等調整額	3
当期純損失 (△)	△948
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△948

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	853	流動負債	1,634
現金及び預金	648	支 払 手 形	3
売掛金	4	電子記録債務	3
リース投資資産	64	短期借入金	1,000
その他の	136	1年内返済予定の長期借入金	407
貸倒引当金	△0	リース債務	64
<b>固定資産</b>	<b>4,150</b>	未 払 金	131
<b>有形固定資産</b>	<b>3,009</b>	未 払 法 人 税 等	2
建 物	890	賞 与 引 当 金	1
構 築 物	2	そ の 他	20
車両運搬具	0	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,523</b>
工具、器具及び備品	12	長 期 借 入 金	572
土 地	2,104	リース債務	107
<b>無形固定資産</b>	<b>7</b>	退職給付引当金	17
その他の	7	関係会社事業損失引当金	517
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,133</b>	繰延税金負債	293
投資有価証券	466	そ の 他	15
関係会社株式	545	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,158</b>
リース投資資産	107	<b>(純資産の部)</b>	
長期未収入金	3,385	株 主 資 本	1,742
その他の	181	資 本 金	100
貸倒引当金	△3,553	資 本 剰 余 金	2,345
		資 本 準 備 金	1,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,345
		利 益 剰 余 金	△703
		利 益 準 備 金	53
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△756
		固定資産圧縮積立金	611
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	△2,368
		評価・換算差額等	103
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	103
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,846</b>
<b>資 产 合 计</b>	<b>5,004</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>5,004</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日)  
(至 2025年10月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	543
売 上 原 価	90
売 上 総 利 益	452
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	327
當 業 利 益	125
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	16
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7
為 替 差 益	14
そ の 他	14
當 業 外 費 用	56
支 払 利 息	18
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	776
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 繰 入 額	366
そ の 他	97
經 常 損 失 (△)	1,259
特 別 利 益	△1,077
投 資 有 働 証 券 売 却 益	360
特 別 損 失	360
特 別 調 査 費 用 等	19
そ の 他	0
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	19
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△735
法 人 税 等 調 整 額	91
当 期 純 損 失 (△)	△0
	△826

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社 ウイルコホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 ウイルコホールディングスの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ウイルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社 ウイルコホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ウイルコホールディングスの2024年11月1日から2025年10月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行については、次の点を除き指摘すべき事項は認められません。

雇用調整助成金の申請に関して第三者委員会の調査報告書において指摘された提言を真摯に受け止め、有効性・実効性の高い再発防止策を策定すべく、取締役会において経営責任の明確化、再発防止策の概要を決議し、一部その運用を開始しております。監査等委員会においては、当該再発防止策が当社及び当社グループにおいて確実に進められ、取締役が適切に監督していることを、引き続き注視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月24日

株式会社ウイルコホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 北風英雄印

監査等委員 染井法雄印

監査等委員 高野寧績印

(注) 監査等委員染井法雄及び監査等委員高野寧績は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補するとともに、会社法第453条に基づき、同じくその他資本剰余金から配当を行いたく、次のとおり、剰余金の処分を提案いたします。

#### 1. 剰余金の処分の内容

- ① 減少する剰余金の項目およびその額  
その他資本剰余金 756,444,569円
- ② 増加する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 756,444,569円

#### 2. 配当に関する事項

- ① 配当財産の種類：  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき2円  
配当総額31,044,500円

#### 3. 剰余金の処分の効力発生日

2026年1月29日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。（以下、本議案において同じ。））

4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	まつ 松 うら 浦 まさ 昌 ひろ 宏 (1958年2月6日生)	<p>1998年11月 わかさ屋情報印刷株式会社入社</p> <p>2008年5月 株式会社ウイル・コーポレーション 取締役専務執行役員ダイレクト・マーケティング事業部長 兼 営業企画推進部長 兼 商品開発課長</p> <p>2012年1月 株式会社ナチュラルガーデン 代表取締役専務 専務執行役員ダイレクト・マーケティング事業部長兼 営業企画推進部長 兼 商品開発課長（購買・商品開発担当）</p> <p>2020年12月 当社 入社 同 顧問</p> <p>2025年1月 同代表取締役社長（現任） 11月 (株)ウイル・コーポレーション代表取締役社長（現任） 鈴木出版(株) 代表取締役社長（現任） (株)ウェーブ 代表取締役社長（現任）</p>	一株 (一株)
取締役候補者とした理由			
松浦昌宏氏は、2025年1月より代表取締役社長として、当社グループの経営基盤強化及び経営適正化の舵取りを担ってまいりました。引き続き、同氏が当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を図る上で適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所持する当社株式数
2	鈴木正守 (1975年11月10日生)	<p>2000年8月 株式会社メディアシーク（現Solvvy株式会社）入社</p> <p>2003年11月 株式会社極楽湯（現株式会社極楽湯ホールディングス）入社</p> <p>2007年1月 株式会社エフディール代表取締役</p> <p>2009年7月 株式会社ドン・キホーテ（現株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社</p> <p>2010年7月 株式会社極楽湯（現株式会社極楽湯ホールディングス）入社</p> <p>2019年4月 同 取締役執行役員CFO</p> <p>2024年7月 同 顧問</p> <p>2024年8月 当社 執行役員CCO ※CCO=チーフコンプライアンスオフィサー 株式会社ウイル・コーポレーション取締役（現任）</p> <p>2025年1月 当社取締役（現任）</p>	一株 (一株)
取締役候補者とした理由			鈴木正守氏は、事業会社における豊富な経験と幅広い見識をもち、当社取締役としてガバナンス強化に取り組み、企業価値向上のための体制強化に尽力してまいりました。引き続き、同氏が当社グループの経営の中核を担う取締役として適任であるとの判断のもと、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	大関 晓夫 (1959年9月30日生)	<p>1984年4月 株式会社横浜銀行入行  2004年10月 株式会社横浜銀行中央林間支店長  2007年3月 株式会社スタジオ02代表取締役社長  (現任)  2008年3月 シコー技研株式会社 非常勤監査役  2025年1月 当社社外取締役 (現任)  2月 同CCO</p>	一株 (一株)
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			大関晓夫氏は、豊富な経営支援実績とガバナンス・コンプライアンスに関する知見を有しております、当社社外取締役就任後は、チーフコンプライアンスオフィサー (CCO) としてコンプライアンス体制強化に大きく貢献してまいりました。引き続き、同氏が当社の企業価値向上に必要な人材であるとの判断のもと、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者大関晓夫氏は社外取締役候補者であります。  
3. 取締役候補者大関晓夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在籍期間は、本総会終結の時をもって1年となります。  
4. 上記「所有する当社株式数」の欄の( )内の数字は、2025年10月31日現在の役員持株会での持分であり、外数となっております。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております、これにより、当社及びすべての子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、当社及び子会社の資産資産合計額に占める各社の資産金額の割合にて按分負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役候補者も当該保険の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
6. 当社は、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。取締役候補者大関晓夫氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。  
7. 当社は大関晓夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

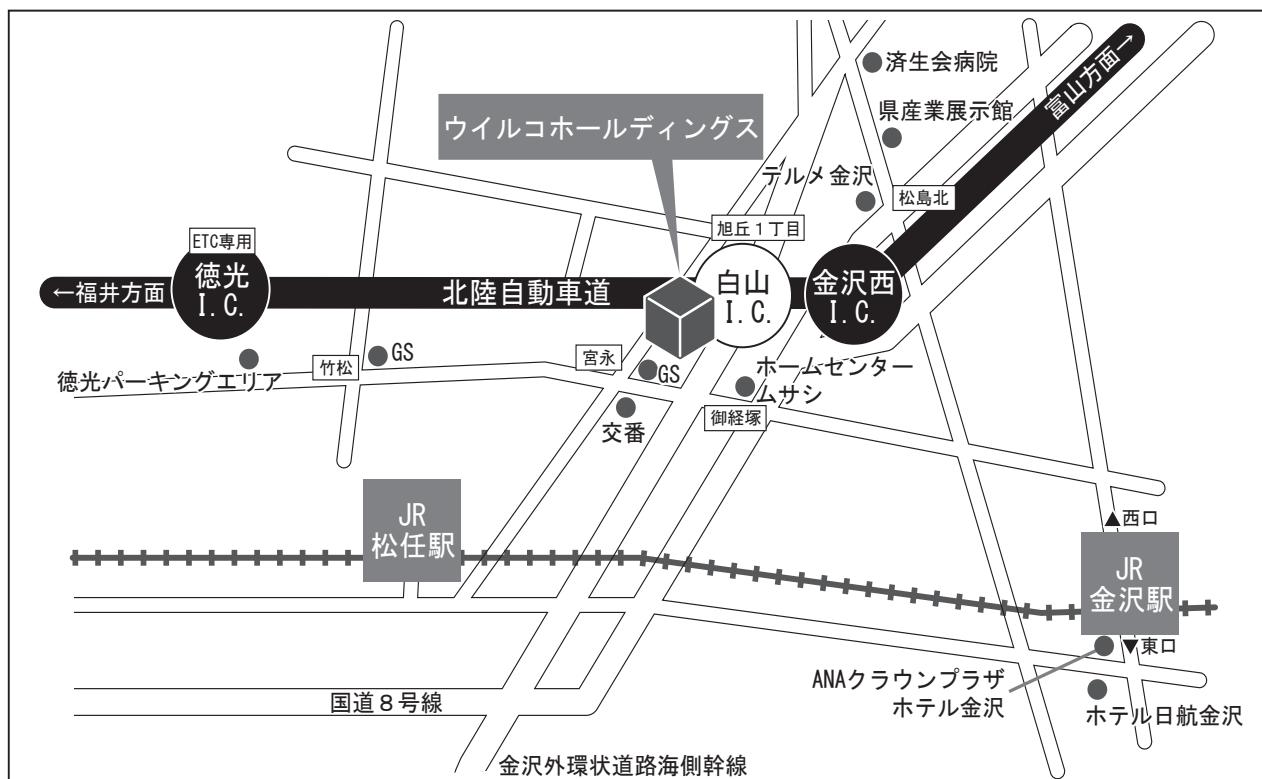
以上

## 〈メモ欄〉



## 株主総会会場ご案内図

会 場：石川県白山市宮永新町400番地  
株式会社ウイルコホールディングス 研修センター 3階  
電 話 番 号：076-277-4160



### 交通

#### J R ご利用の場合

- 松任駅よりタクシーで約10分
- 金沢駅よりタクシーで約30分

#### 自動車ご利用の場合

- 白山インターから約2分